

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第 1 0 3 3 号)

平成 2 4 年 3 月 1 6 日

横情審答申第1033号

平成24年3月16日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成23年3月31日教図企第2124号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「平成21年度第3回山内図書館指定管理者選定委員会資料」の一部開示
決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「平成21年度第3回山内図書館指定管理者選定委員会資料」を一部開示とした決定のうち、有隣堂グループ以外の応募団体の提案内容を非開示とした決定は妥当であるが、「有隣堂グループの提案内容のうち、独自収入の内容」及び「有隣堂グループの提案内容のうち、今後事業を実施する可能性のない提案部分」を非開示とした決定は、妥当ではなく、開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成21年度第3回山内図書館指定管理者選定委員会資料」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成22年9月30日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第3号ア及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 有隣堂グループ（株式会社有隣堂及び三洋装備株式会社の共同事業体。以下同じ。）の提案内容のうち、独自収入の内訳及び今後実施する可能性のない提案部分は、横浜市山内図書館指定管理者応募時に提出された事業計画書の内容を要約して作成した文書であり、事業計画書に盛り込まれた事業活動を行う上での応募者の基本的な考え方や個別事業、想定収支額が記載されている。

有隣堂グループが提示した独自収入の内訳は、一般には第三者が入手困難な情報であり、経営戦略上の諸般の事情を考慮して決定された金額であることから、法人内部において管理されるべき事項である。したがって、有隣堂グループの提案内容のうち、独自収入の内訳及び今後実施する可能性のない提案部分を非開示とした。

イ 有隣堂グループ以外の応募団体の提案内容の部分は、横浜市山内図書館指定管理者応募時に提出された事業計画書の内容を要約して作成したものであり、事業

計画書に盛り込まれた事業活動を行う上での応募者の基本的な考え方や想定収支額が記載されている。

提案内容は、指定管理者の選定において他の応募者との差別化を図り、競争上の優位を獲得するためのノウハウに属するものである。また、応募者が提示した収支積算については、一般には第三者が入手困難な情報であり、経営戦略上の諸般の事情を考慮して決定された金額であることから、法人内部において管理されるべき事項である。このため、法人の事業活動を行う上でのノウハウ及び内部管理に関する情報と解せられ、開示することにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあることから、本号アに該当し、非開示とした。

ウ サービスマトリクスは、横浜市山内図書館指定管理者応募時に提出された事業計画書の内容を要約して作成した文書であり、事業計画書に盛り込まれた事業活動を行う上での応募者が具体的に想定した事業・イベント等が記載されている。

サービスマトリクスは、指定管理者の選定において他の応募者との差別化を図り、競争上の優位を獲得するためのノウハウに属するものである。このため、法人の事業活動を行う上でのノウハウに関する情報と解せられ、開示することにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあることから、本号アに該当し、非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

優先交渉権者となった有隣堂グループの提案のうち、今後事業を実施する可能性のない部分については、指定管理者の選定において他の応募者との差別化を図り、競争上の優位を獲得するためのノウハウに属するものであり、これらの情報を横浜市が公表することにより、横浜市と当該事業者との間の信頼関係を大きく損ねることとなり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、有隣堂グループの提案のうち、独自収入の内容及び今後事業を実施する可能性のない当該提案部分は、本号に該当し、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分の取消しを求める。

(2) 指定管理者に応募してきた業者の資料は、原則開示すべきである。業者との信頼関係と市民と横浜市の信頼関係は後者を優先すべきである。

5 審査会の判断

(1) 市立図書館の指定管理者の指定に関する事務について

横浜市では、効率的な図書館運営及びサービス向上を目指すために、地域図書館へ指定管理者制度を導入することとし、平成21年度に、横浜市山内図書館の指定管理者の公募、指定及び引継ぎ等の事務を行った。

実施機関が指定管理者の公募をしたところ、有隣堂グループ、紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体、株式会社図書館流通センター、リブグリーン青葉及び株式会社クレイブの5団体から応募があった。

指定管理者の選定については、外部委員5人からなる横浜市山内図書館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が設置され、指定管理者制度導入経緯の説明を経た上で、公募要項、業務要求水準書等が検討され、応募書類の審査及び面接審査をもとに、優先交渉権者の選定等が行われた。選定の結果、有隣堂グループが優先交渉権者となり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき平成21年第4回市会定例会での議決を経て、指定管理者として指定された。

その後、業務引継ぎ等を経て、平成22年4月から指定管理者である有隣堂グループによる横浜市山内図書館の管理運営が開始された。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成21年8月10日に開催された第3回選定委員会の資料であり、次第、前回会議議事録案、審議資料で構成されている。審議資料は、「審査の進め方」、「指定管理者選定評価項目・得点の目安（案）」、「指定管理者応募事業者採点表（案）」、「指定管理者選定基準項目ごとの各事業者提案内容」及び「サービスマトリクス（5団体分）」で構成されている。また、実施機関の説明によると、「指定管理者選定基準項目ごとの各事業者提案内容」及び「サービスマトリクス（5団体分）」（これら2件の文書を総称して以下「提案内容等文書」という。）は、応募時に提出された事業計画書の内容を要約して作成した文書であり、事業計画書に盛り込まれた事業活動を行う上での基本的な考え方、想定収支額、応募者が具体的に想定した事業・イベント等が記録されている。

実施機関は、提案内容等文書に記録された情報のうち、「有隣堂グループの提案内容のうち、独自収入の内容」、「有隣堂グループの提案内容のうち、今後事業を実施する可能性のない提案部分」及び「有隣堂グループ以外の応募団体の提案内

容」を非開示としている。

(3) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報・・・であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件処分において非開示とした情報は本号アに該当すると主張しているため、非開示部分ごとに以下検討する。

ウ 有隣堂グループの提案内容のうち、独自収入の内容について

上記(2)で述べたとおり、実施機関の説明によると、提案内容等文書は、有隣堂グループから応募時に提出された事業計画書の内容を要約して作成したものである。本件の非開示部分である独自収入の内容は、事業計画書に盛り込まれた事業活動を行う上での想定収支額であり、収支の見積りが記録されていることが認められる。

有隣堂グループは、選定委員会での選定の結果優先交渉権者となり、現在指定管理者として横浜市山内図書館を管理運営している団体である。

有隣堂グループを構成する法人は民間企業であるから、一般論としては、その個別事業などに係る収支の見積りは、経営戦略上の諸般の事情を考慮して決定されるものであって、当該法人の内部管理に関する情報であると考えられる。

しかし、本件において問題となっているのは、公の施設の管理運営という公共性の高い業務に係る収支の見積りであって、企業の一般的な事業に係るそれとは明確に区別されるべきである。有隣堂グループが現に横浜市山内図書館に係る指定管理者の指定を受けた団体である以上、その管理運営の内容に直結する収支の見積りについて市民に対する一定の説明責任が生ずるものと考えられ、これを公にすることにより、有隣堂グループを構成する法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められず、条例第7条第2項第3号アに該当しない。

エ 有隣堂グループの提案内容のうち、今後事業を実施する可能性のない提案部分について

上記(2)で述べたとおり、実施機関の説明によると、提案内容等文書は、有隣堂グループから応募時に提出された事業計画書の内容を要約して作成したものと

のことである。

当審査会で確認したところ、有隣堂グループに係る提案内容等文書について、事業計画書に係る他の開示請求に対しては、要約前の情報を開示していることが認められた。そうすると、事業計画書を要約したという有隣堂グループに係る提案内容等文書が開示されることにより有隣堂グループを構成する法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、本号アに該当しない。

オ 有隣堂グループ以外の応募団体の提案内容について

上記(2)で述べたとおり、実施機関の説明によると、提案内容等文書は、応募団体から応募時に提出された事業計画書の内容を要約して作成したものとのことである。本件の非開示部分である応募団体の提案内容は、事業計画書に盛り込まれた事業活動を行う上での基本的な考え方、応募者が具体的に想定した事業・イベント等が記録されていることが認められる。

有隣堂グループ以外の申請団体は、いずれも選定委員会での選定の結果落選している。

一般的には、落選者に関する情報は公にするほどに落選者の社会的評価の低下を引き起こす可能性が否めない。また、本件請求においては、有隣堂グループ以外の応募団体の提案内容が図書館に関する管理運営に関するものであり、申請団体の創意工夫が盛り込まれていることから、落選者としては自ら活用することもないままに社会に流通していくことは望まないのが通常であろうし、情報公開制度上においても、一定の配慮を行うことについて不合理であるとはいえない。

したがって、有隣堂グループ以外の応募団体の提案内容は、公にすることにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、本号アに該当する。

(4) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 有隣堂グループ以外の応募団体の提案内容については、条例第7条第2項第3号アに該当し非開示とできる情報であるため、改めて判断するまでもないので、

その余の非開示部分について検討する。

ウ 実施機関は、本件申立文書を公にすることにより、有隣堂グループとの間の信頼関係を大きく損ねることとなり、事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張しているため、非開示部分ごとに以下検討する。

エ 有隣堂グループの提案内容のうち、独自収入の内容について

上記(3)ウで述べたとおり、実施機関の説明によると、提案内容等文書は有隣堂グループから応募時に提出された事業計画書の内容を要約して作成されたものであるとのことであり、事業計画書に盛り込まれた事業活動を行う上での応募者が具体的に想定した想定収支額が記録されている。

これらの情報について、有隣堂グループの事業計画書の一部開示決定に係る他の諮問案件においては、実施機関は本号の該当性を主張してないことが認められた。また、事務局をして実施機関に確認させたが、本件において、実施機関は本号の該当性について具体的な支障を主張していないことから、当該情報を開示することにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めることはできない。

オ 有隣堂グループの提案内容のうち、今後事業を実施する可能性のない提案部分について

上記(3)エで述べたとおり、当該情報は、事業計画書に係る他の開示請求に対しては、要約前の情報を開示していることが認められた。また、上記エと同様に実施機関は本号の該当性について具体的な支障を主張していないことから、当該情報を開示することにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めることはできない。

(5) 付言

ア 本件異議申立ては、平成22年10月29日に提起されたものであるところ、実施機関は、事務局の督促にもかかわらず、異議申立てからおおむね5月を経過した平成23年3月31日に至ってようやく当審査会に諮問しており、事務処理の遅延は明白である。

イ 今後、実施機関においては、開示決定等及び諮問に係る事務手続を適切に行うよう強く望むものである。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第7条第2項第3号ア及び第6

号に該当するとして非開示とした決定のうち、有隣堂グループ以外の応募団体の提案内容を同項第3号アに該当するとして非開示とした決定は妥当であるが、「有隣堂グループの提案内容のうち、独自収入の内容」及び「有隣堂グループの提案内容のうち、今後事業を実施する可能性のない提案部分」については同項第3号及び第6号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禰子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年3月31日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成23年4月7日 (第182回第一部会) 平成23年4月12日 (第189回第二部会) 平成23年4月22日 (第117回第三部会)	・諮問の報告
平成23年5月12日	・異議申立人から意見書を受理
平成23年11月4日 (第128回第三部会)	・審議
平成23年11月18日 (第129回第三部会)	・審議
平成23年12月2日 (第130回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成23年12月16日 (第131回第三部会)	・審議
平成24年2月17日 (第133回第三部会)	・審議